

園芸作物の輸出の現状



農林水産省

令和6年7月

園芸作物の輸出状況

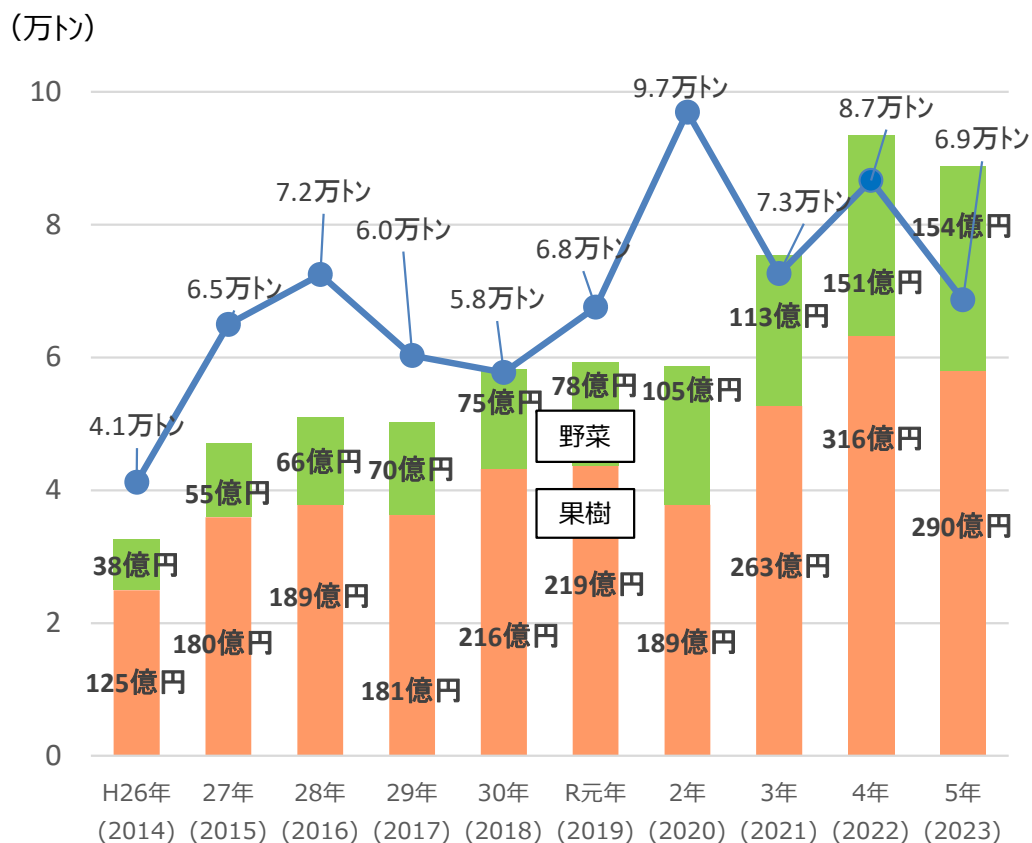


青果物の輸出の状況①



- 輸出目標 2025年 2兆円・2030年 5兆円の達成に向け、輸出重点品目に青果物を位置づけ。
- 青果物の2023年の輸出実績は、数量ベースで6.9万トン（前年比21%減少）、金額ベースで444億円（前年比4.8%減少）となった。このうち、金額ベースでは、果樹が65%、野菜が35%を占める。

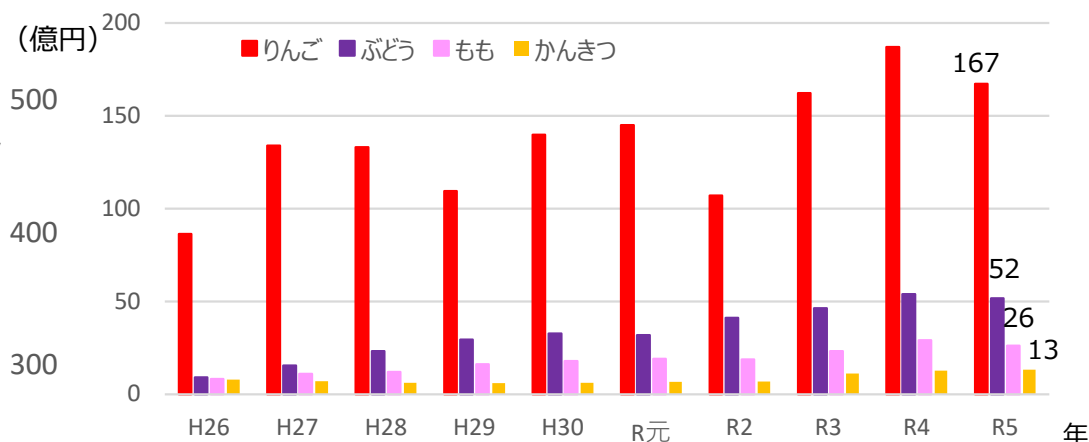
○ 青果物の輸出推移



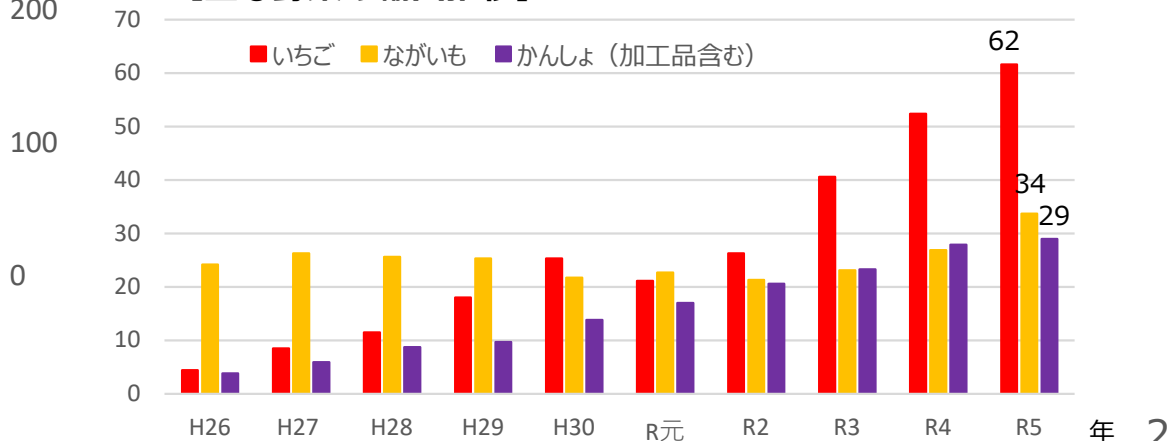
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成。

注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

(億円) 【主な果実の輸出推移】



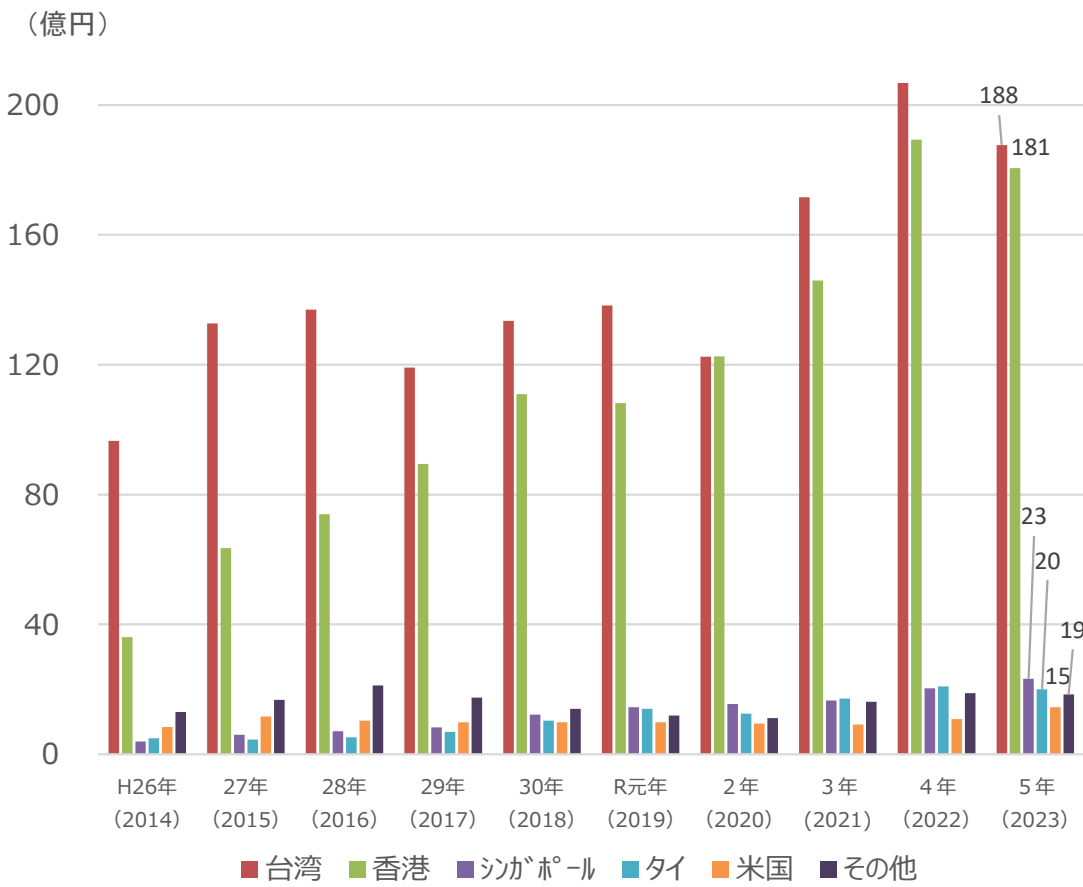
(億円) 【主な野菜の輸出推移】



青果物の輸出の状況②

○ 輸出先国・地域別では、金額ベースで台湾向けが188億円と最も多く、台湾、香港向けが全体の輸出金額の8割以上を占める。

○ 青果物の国・地域別輸出額推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

○ 青果物の国・地域別内訳 2023年

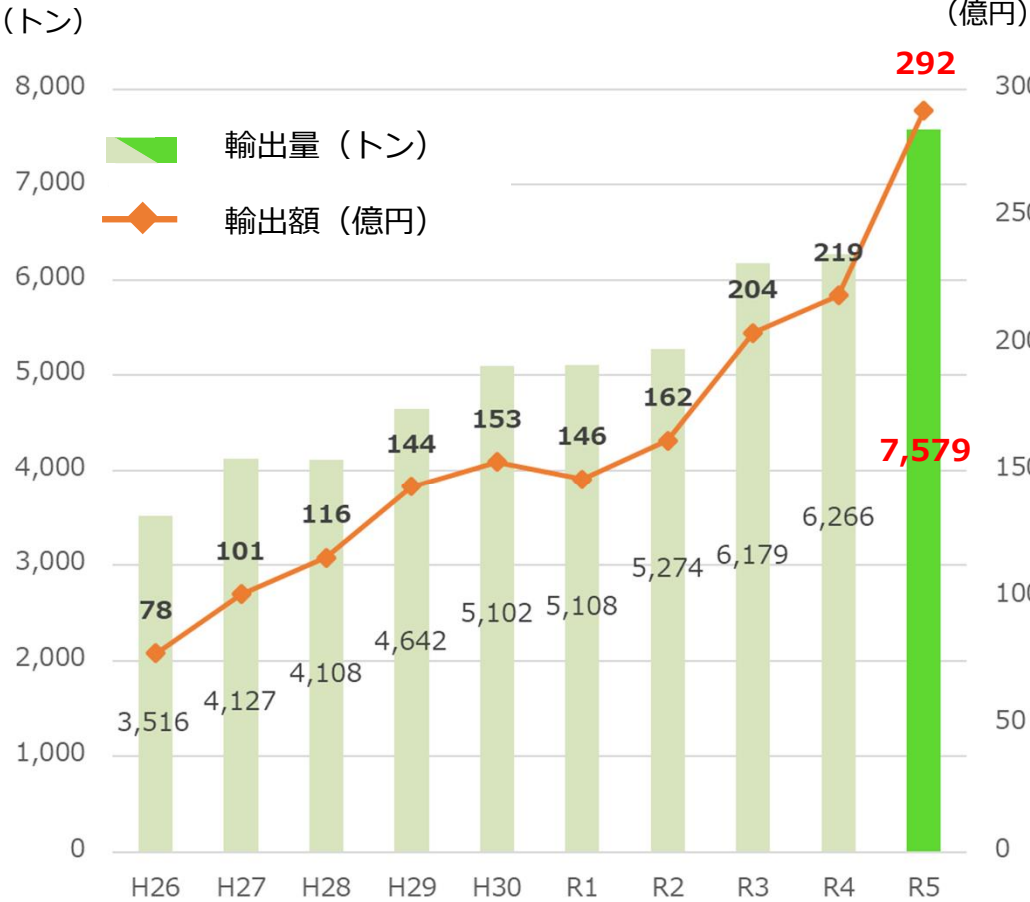
	国 名	輸出額 (量)	輸出額 対前年比	輸出額 構成比
1	台湾	187.6億円 (33,323トン)	90.7%	42.2%
2	香港	180.5億円 (23,739トン)	95.4%	40.6%
3	シンガポール	23.3億円 (3,624トン)	114.6%	5.2%
4	タイ	20.0億円 (3,181トン)	95.8%	4.5%
5	アメリカ合衆国	14.5億円 (2,503トン)	134.6%	3.3%
-	その他	18.5億円 (2,306トン)	98.2%	4.2%
-	世界	444.4億円 (68,676トン)	95.2%	100%

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。
注2：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

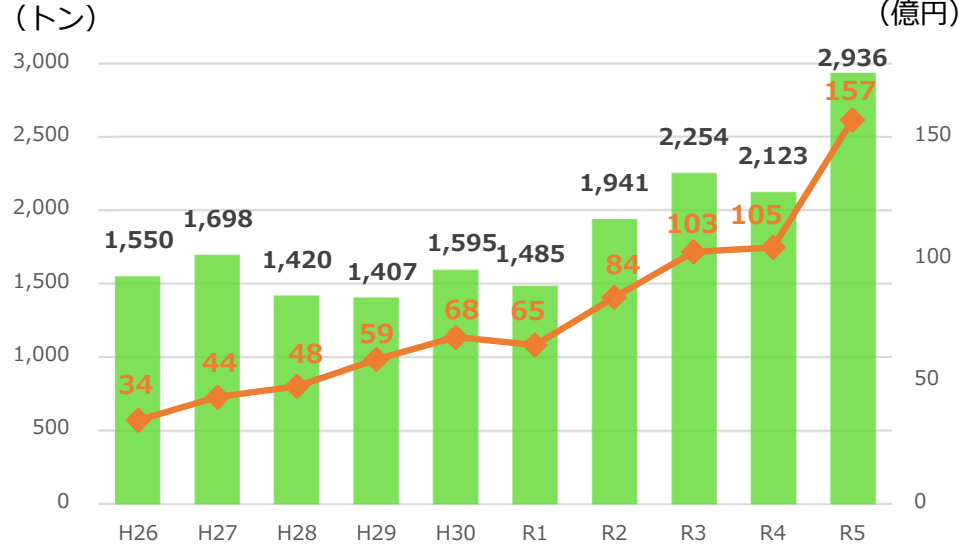
お茶の輸出の状況

○ 令和 5 年の緑茶の輸出額は292億円。健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末茶の需要が拡大し、過去最高額となった。

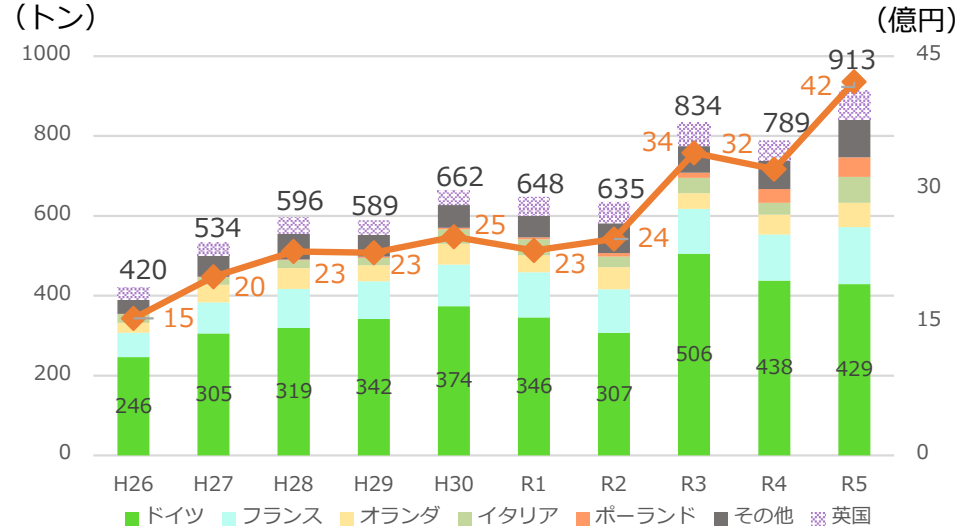
【緑茶の輸出実績（世界）】



【緑茶の輸出実績（米国向け）】



【緑茶の輸出実績（EU・英国向け）】



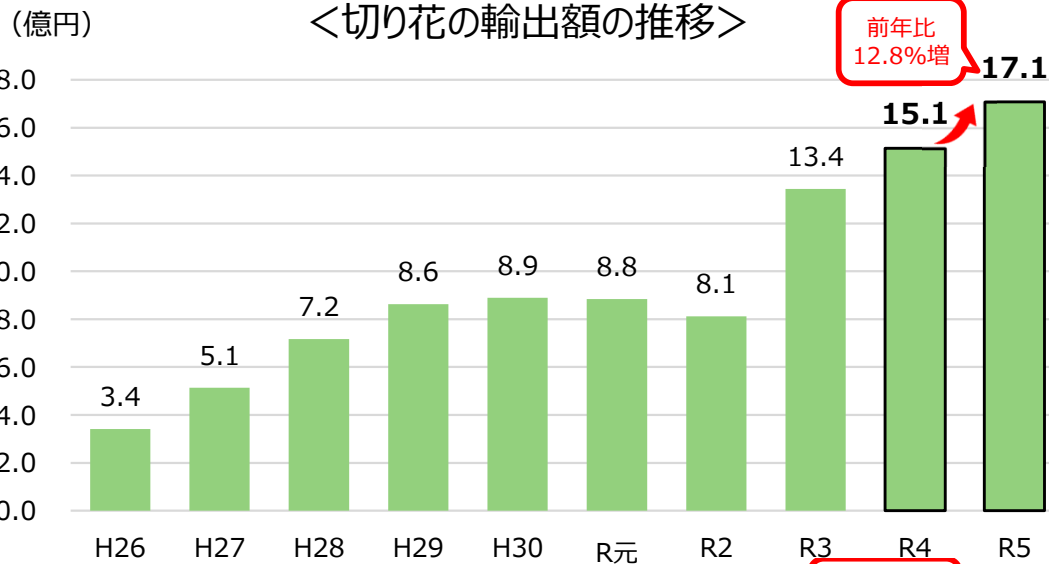
【緑茶の輸出価格の推移】

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2,218	2,449	2,812	3,093	3,005	2,867	3,069	3,304	3,494	3,851

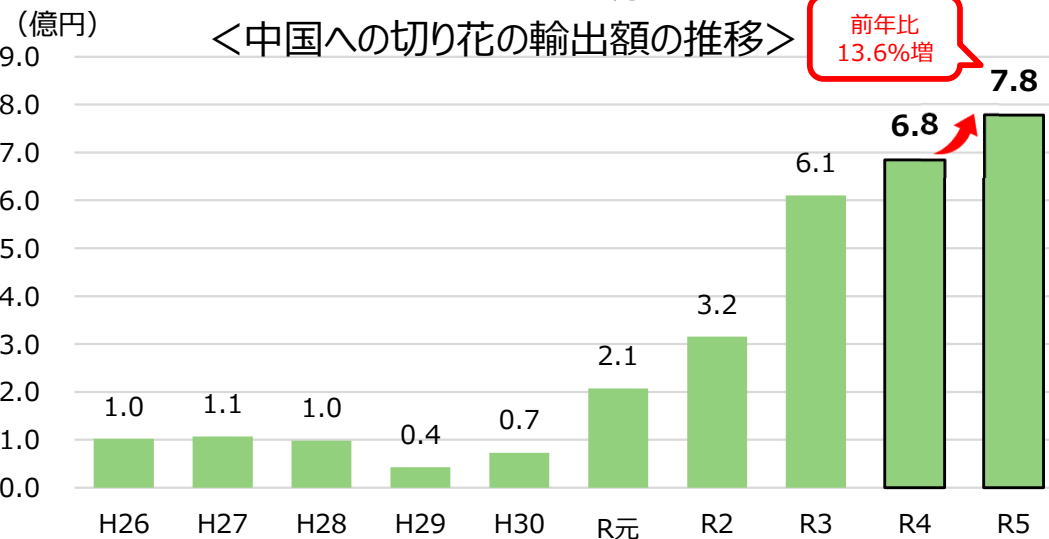
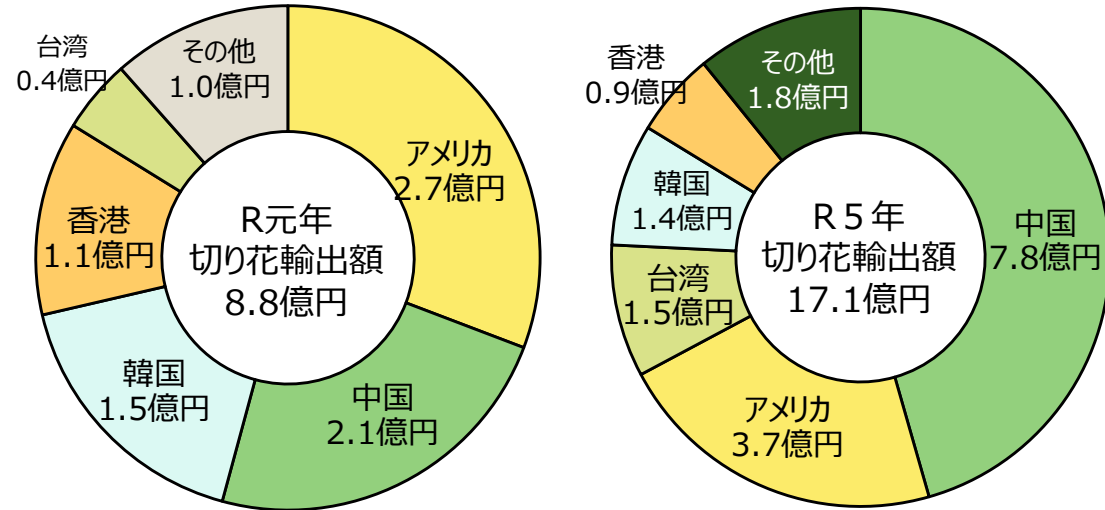
単位：円/kg

花き（切り花）の輸出の状況

- 令和5年の切り花輸出額は、17.1億円となり、輸出額目標18.8億円に向けて堅調に推移。
- 近年では、近隣アジア各国向けの輸出が増加しており、中国向け輸出額は7.8億円と令和元年から約3倍増加。
- 主な輸出品目はスイートピー、グロリオサなどの花のほか、中国ではアセビなどの切り枝も人気がある。



＜切り花の輸出額（国・地域別）の推移（令和元年・令和5年）＞



＜切り花の輸出品目の例＞



グロリオサ



ランキュラス



スイートピー



ドウダンツツジ



トルコギキョウ



アセビ

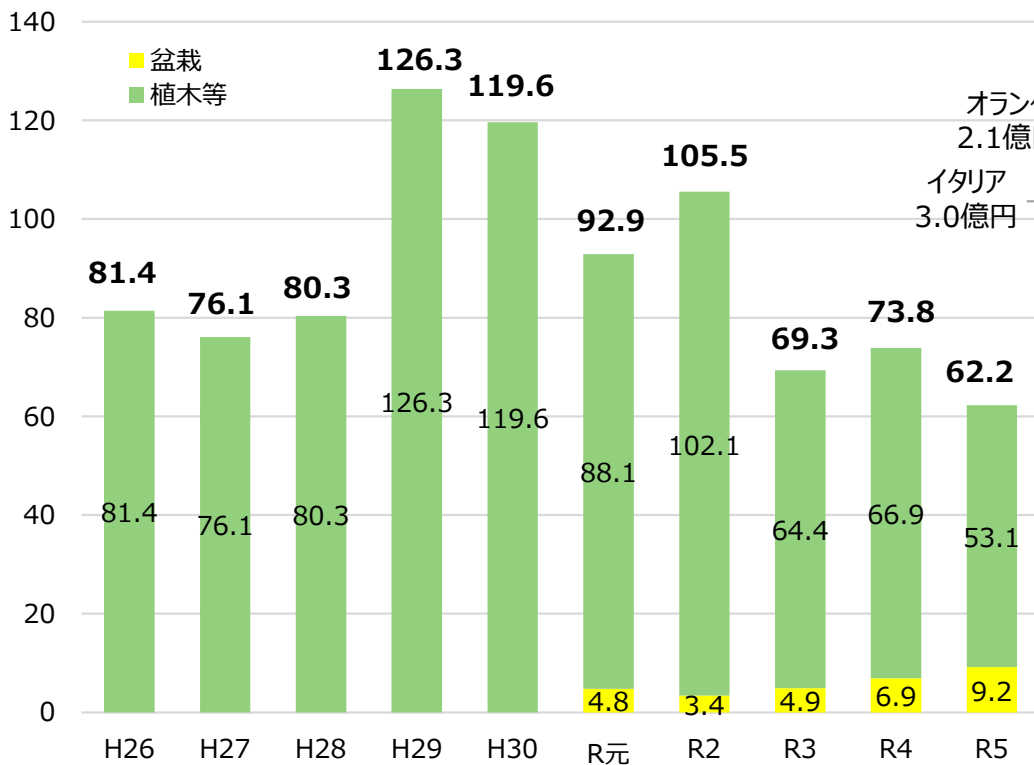


サクラ

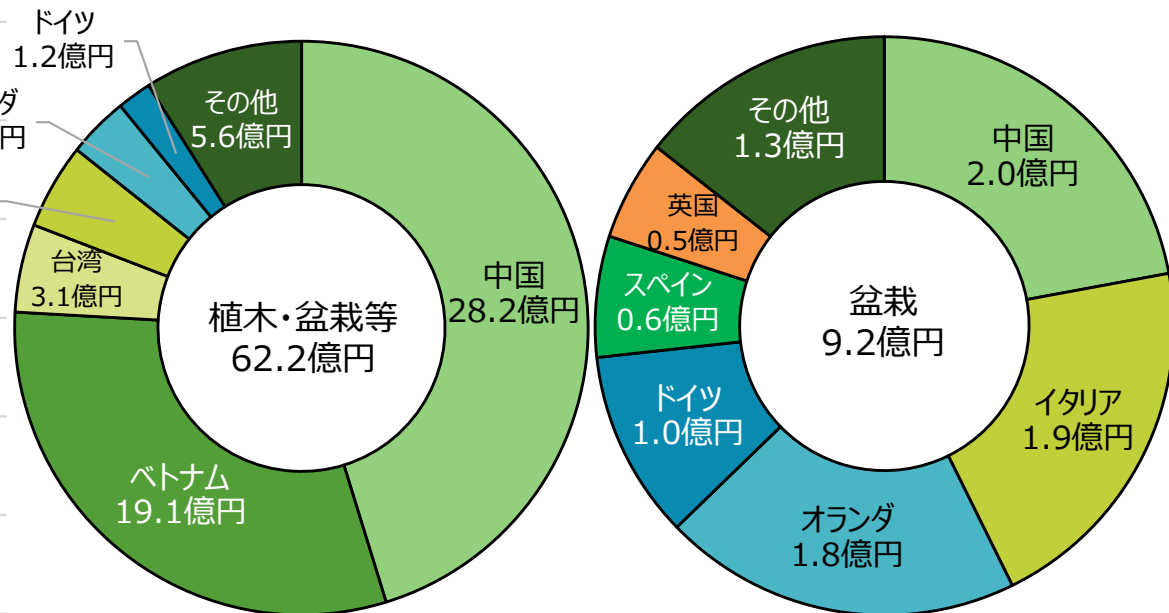
花き（植木・盆栽等）の輸出の状況

- 植木・盆栽等の輸出額のうちベトナムと中国の2国で約8割を占める。主要な輸出先国である中国において人気の高いイヌマキ植木の輸出が検疫等の事情により中断していることから、植木の輸出額は令和3年度以降減少している。
- 一方、盆栽の輸出額については、E U向けクロマツ盆栽の輸出解禁（令和2年10月1日解禁）等が追い風となり、輸出額が増加。

＜植木・盆栽・鉢ものの輸出額＞



＜植木・盆栽・鉢ものの輸出額（国・地域別）（令和5年）＞



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※HSコード

植木等:0602.30-000, 0602.40-000, 0602.90-190, 0602.90-900

盆栽:0602.90-110

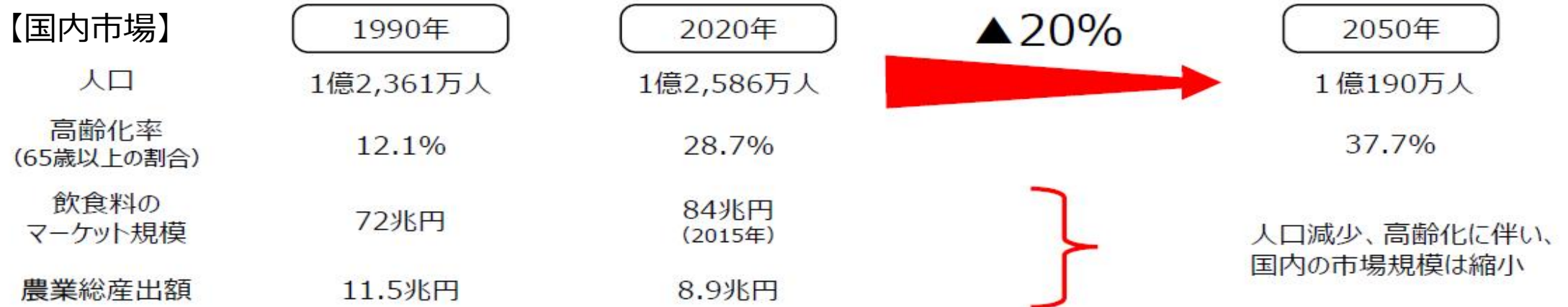
植木・盆栽等:0602.30-000, 0602.40-000, 0602.90-110, 0602.90-190, 0602.90-900

園芸作物の輸出拡大に向けた取組

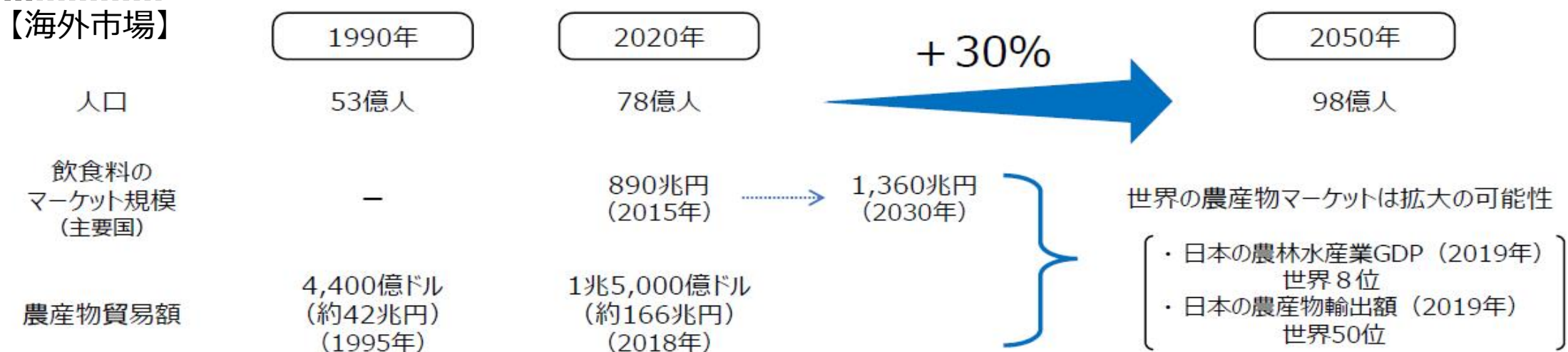


国内及び海外の市場の変化

- **国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。**急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- 他方で、**世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。**このため、農林水産業の生産基盤を維持し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

産地における輸出に向けた取組



- 園芸作物の海外市場を獲得していくためには、**輸出先国の規制措置やニーズ**を踏まえながら、**輸出に対応した産地をさらに増加**させていく必要がある。
- このほか、**輸送時の品質保持**、輸出先国の販路の開拓やプロモーションなどが重要である。

○輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
植物検疫	○ 輸出先国ごと・品目ごとにより、園地登録や殺虫処理など異なる検疫措置への対応が必要。 (例：米国向けりんご輸出には、生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要。タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理等が必要。)
残留農薬・食品添加物	○ 国内と異なる残留農薬基準や、食品添加物規制等に対応するための栽培等が必要。
食品安全	○ 選果・こん包施設の認定や、示された安全管理に係る基準に従うことが必要。 (例：タイ向け青果物の輸出を行う選果・こん包施設は、タイ側規則に適合している旨の証明書の取得が必要。米国向け農産物の輸出には、米国が示す安全基準に従うことやその記録等が必要。)
その他 (容器・包装等)	○ 国内と異なる容器・包装基準等に対応する必要がある。

○品質保持のための流通体制の整備



鮮度保持フィルムの活用



効率的な輸送のための統一的な規格



CAコンテナの活用

○オールジャパンによる販売促進活動



日本産果実の輸出に係る統一ブランドマーク
「日本産果実マーク」



青果物の輸出拡大に向けた取組

青果物を輸出するためには、植物検疫条件や残留農薬基準などの輸出先国・地域の規制に対応する必要。このため、

- ・ 植物検疫上、日本産青果物等の輸入を認めていない国・地域への**輸出解禁**の要請、条件付き輸入を認めている国・地域への**検疫条件緩和**の要請及び検疫協議、
 - ・ 青果物の残留農薬基準について、**防除暦の見直し**や**インポートトレランス申請**等の支援、
 - ・ その他の輸出上の制約となる**品質保持流通体制の強化に向けた取組**等の支援
- を行って、円滑な輸出に取り組める環境づくりを支援している。

輸出解禁等の要請

○最近解禁が行われた品目・国及び主な植物検疫条件

【りんご】インド（2022年3月）

- ・登録生産園地での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包
- ・消毒処理 ・インド側検査官による査察 ・輸出検査

【メロン】米国（2021年11月）

- ・輸出検査でスイカ緑斑モザイクウイルスの付着がないことを確認

【うんしゅうみかん】ベトナム（2021年9月）

- ・登録生産園地での栽培 ・登録生産園地でのミカンバエ無発生確認
- ・ベトナム側検査官による登録生産園地の確認
- ・登録選果こん包施設での選果こん包 ・輸出検査

○最近条件緩和が行われた品目・国

【かんきつ類】タイ（2023年5月）

- ・防カビ処理及びワックス処理の代替措置

【なし】米国（2020年4月）

- ・全ての都道府県(※)のなしが解禁・品種制限の撤廃。
- (※)沖縄県及び一部の離島を除く。

(参考) 二国間協議により検疫条件が定められている品目

植物防疫所HP : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>

残留農薬等の規制や品質保持流通体制の強化等に向けた支援

○残留農薬等の規制に適切に対応し、ビジネスチャンスにつなげるため、

- ・輸出先国における残留農薬基準に対応した**防除暦の見直し**や**残留農薬分析等を支援**
- ・青果物の品質を確保するため、**長期保存・鮮度保持流通体系の確立**に向けた取組等を支援

(参考) 青果物輸出産地体制強化加速化事業 (R5補正)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/

インポートトレランス申請の支援

○申請に必要なデータ作成等を支援

<品目別の支援件数>

品目	支援件数	品目	支援件数
りんご	6	かき	9
ぶどう	12	いちご	16
もも	5	その他	26
かんきつ	8	合計	82

※支援した延べ件数
※令和6年6月現在

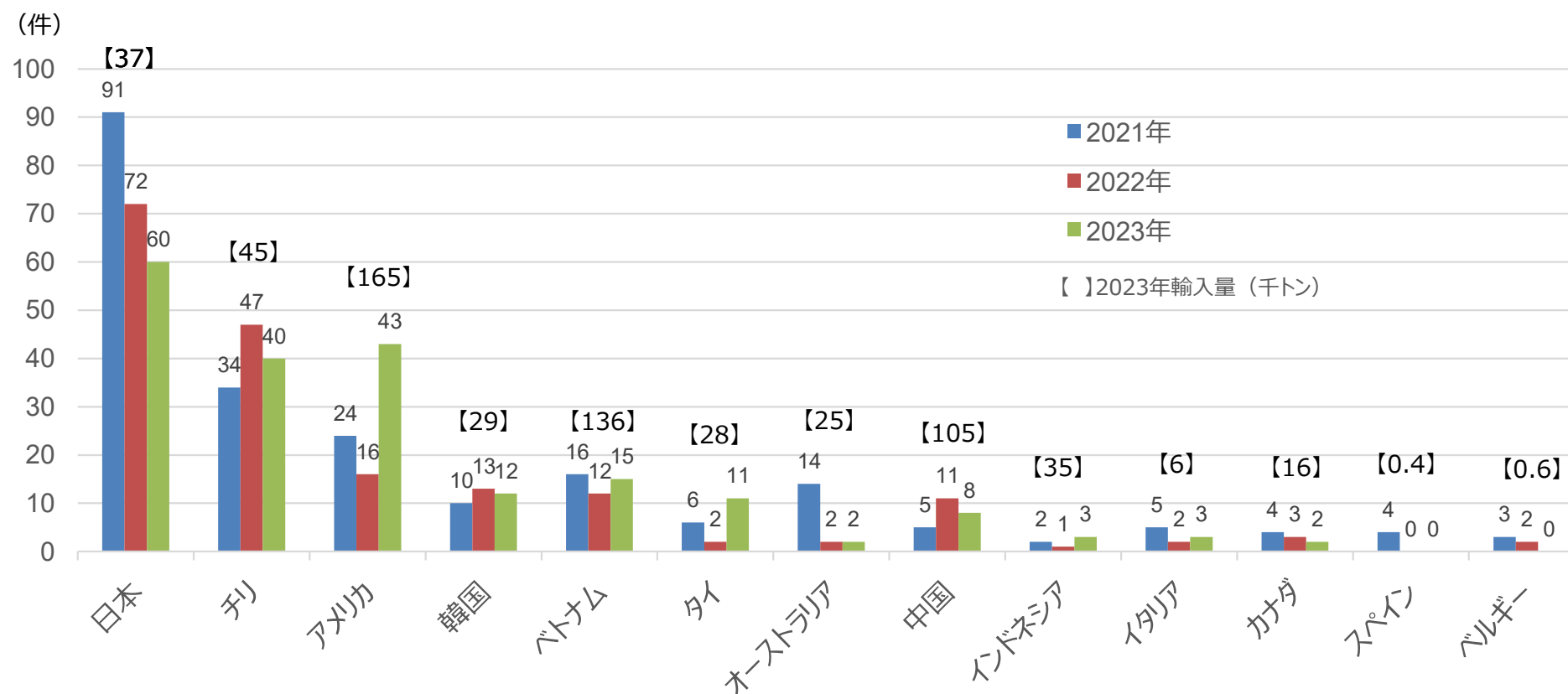
(参考) 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数

- 台湾輸入検査における我が国の生鮮青果物の**残留農薬基準超過件数は、2023年は60件**となり、**他国と比べても非常に多い状況**。
- 今後の輸出拡大を円滑に進めるうえでも、**残留農薬基準に適合する農薬への変更や栽培技術の確立**など、当該問題の対応は急務。

○ 台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数



資料：台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト及び※CPT webサイトを基に園芸作物課で作成

※2023年輸入量（千トン）は、台湾の輸入統計品目（7類及び8類）の合計重量

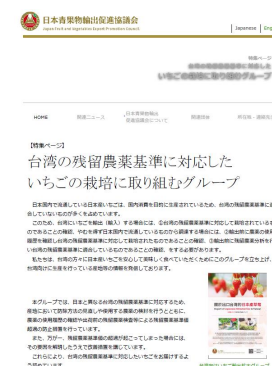
（第7類：食用の野菜、根及び塊茎）（第8類：食用の果実及びナツ、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）

残留農薬基準への対応（台湾向けいちごグループの形成）

- 近年、アジア諸国で日本産いちごの需要が伸び、特に台湾向けの輸出が急激に増加。一方で、台湾において残留農薬基準値の超過事例が多発。
- **国内用に生産・出荷されたいちごを輸出事業者が市場調達し輸出したことが、基準値超過の主な要因。**
- このため、認定品目団体である（一社）日本青果物輸出促進協議会において、台湾の残留農薬基準に対応した防除等に取り組む**産地や輸出事業者等が参画したグループを形成し、輸出向けに生産している産地と輸出事業者との結びつきを強化。**

R5年度のいちごグループによる取組内容

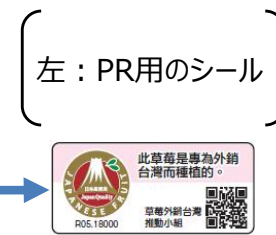
取組項目	取組内容
1. 取組のPR活動	・日青協HPに、台湾向けいちごグループの紹介ページを作成し、グループの共通項の取組とメンバー毎の取組を掲載。繁体字版を作成するなど内容を充実化。 (https://jpfruit-export.jp/ichigo_group.html) ・産地等が、台湾向けに栽培したいちごであることをPRするためのシール添付に係る実証を実施。
2. 病害虫防除マニュアルの改訂	・台湾の残留農薬基準値に対応した生果実（いちご）の病害虫防除マニュアルを改訂。 (https://jpfruit-export.jp/ichigo/images/JFECmanual03.pdf)
3. 台湾向けいちご輸出に関する勉強会	・計3回の勉強会を実施し、台湾の残留農薬基準値等に対応するために必要な防除技術や栽培体系確立に係る情報共有、現地における状況の共有、産地等同士による情報交換などを実施。



〔上：グループを紹介するwebサイト〕



〔上：病害虫防除マニュアル〕



〔左：PR用のシール〕

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会（認定品目団体）

- 日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物とその加工品の輸出促進事業や情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的に平成27年5月に設立。令和4年11月に任意団体から一般社団法人に移行。
- 令和4年12月に改正輸出促進法に基づく、農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）に認定。
- 当協議会では、品目団体予算等を活用し、国内外での**オールジャパンでの国産青果物等のPR、展示会・セミナー等の実施、海外マーケティング調査を実施**。各取り組みを行う際には、会員の要望等を踏まえ実施。

【取組内容】

○海外における国産青果物のPR

海外における日本青果物の展示や試食会、SNS等を活用した日本産青果物のPR、日本産果実マークを使用した偽装防止対策やプロモーションの実施により、日本産青果物のブランドを確立。



海外（ドバイ）における
日本産果物の展示



SNSを活用した
日本産青果物PR



日本産果実マークによるPR

○輸出ターゲット国のマーケット調査

海外の小売店舗で、日本産と競合他国産について、店頭価格、品質等の販売状況を調査の実施。会員が調査を実施。



海外小売店における販売の様子

○国内外における商談会の開催

会員の参加希望を募り、国内で産地と輸出事業者、海外で輸出事業者と現地バイヤーをマッチングするための商談会を実施。



令和5年度は国内7か所、
海外（3か国）で商談会を開催

○メディアなどを活用した販売促進活動

会員の参加希望等を募り、メディアやKOLを活用したプロモーション、海外の小売店舗による販売促進活動により、日本産青果物の新規販路開拓を実施。



シンガポール、タイ、マレーシアで
旬の日本産果物をメディア向けに紹介

○輸出に関する課題解決に向けた実証

会員の発案により、R4年度は、かんしょ輸出の大きな問題である輸送時の腐敗低減に向け、洗浄機械の開発や温湿度管理手法の実証。



かんしょの洗浄機械・洗浄ブラシ
洗浄ブラシの素材の違いで、
かんしょの傷のつき具合を検証

○その他の取組

- ・青果物部会による品目毎の輸出戦略の策定や中期計画の検討、栽培マニュアルの作成。
- ・輸出産地リスト事業者の日本産青果物の商談用サイトの設置
- ・青果物の輸出に関する各種情報の入手、協議会会員への配信 等